

八雲町空家解体推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、将来的に倒壊や建築部材の飛散のおそれがある空家の除却に要する費用の一部を補助することにより、空家の除却を促進し、町民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 現に居住実績がない一戸建ての住宅で、今後1年以上にわたり居住されないことが見込まれるものをいう。
- (2) 所有者等 空家の所有者（登記事項証明書の所有権に関する事項（未登記の場合は、固定資産税課税台帳）に記載されている個人所有のものに限る。）又はその相続権を有する者及び空家の所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者をいう。
- (3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家の全部を除却し、その敷地を更地にする工事とする。
- (2) 建て替えを目的とした除却でないもの。（除却後1年間、除却した跡地の営利目的の活用及び有償による譲渡又は貸与を行わないこと。）
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 補助対象工事は、八雲町内に主たる営業所を有する事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく解体工事業の許可を受けた者のほか、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に基づく解体工事業の登録を受けた者に請け負わせること。

(補助対象者)

第4条 補助事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 所有者等のうち、所有権の相続人が複数人いる場合にあっては、全員の同意が得られた者、若しくは町長が所有者又は相続人と同等と認める者。
- (2) 町税等を滞納していない者。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象空家)

第5条 補助事業の対象となる空家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 八雲町内に存するもので、個人所有の建物であること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 空家を賃貸事業の用に供したことがないこと。
- (4) 当該空家及び所在地について、売買により所有権が移転している場合にあっては、現在の所有者が所有権を取得した時から、第8条に定める交付申請までに、1年以上を経過していること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、空家及び附属する門、塀、柵、物置、車庫の除却工事にかかる経費とし、立木及び家財等動産の処分費は補助対象経費に含めないものとする。ただし、補助金の交付決定前に着手した場合は、交付の対象外とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額で、予算の範囲内とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、50万円を限度額とする。
- (2) 補助対象空家の除却面積に、国土交通大臣が定める標準除却工事費を乗じた額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、50万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 同意書（様式第3号）
- (3) 町税の納税証明書
- (4) 住民票
- (5) 登記事項証明書（土地及び建物）
- (6) 補助対象空家の付近見取図および2面以上の全景写真
- (7) 各階平面図および工事内容がわかるもの
- (8) 補助対象工事を請け負うことができる事業者であることを証する書類
- (9) 補助対象工事の見積書（工事内容がわかるもの）の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、それぞれ通知する者とする。

3 町長は、補助金を交付すると決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付し、又は補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助対象工事の着手)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第2項の規定による通知を受けた日以降に、補助対象工事に係る契約を締結し、着手しなければならない。

(申請の取り下げ)

第11条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下

げ届（様式第6号）により、町長に届け出なければならない。この場合は、交付決定者にあつては、第9条第2項に規定する交付決定通知書を添付するものとする。

2 交付決定者から前項の規定により届出があつたときは、補助金の決定はなかつたものとみなす。
（変更申請）

第12条 交付決定者は、補助対象工事に係る工事の内容又は補助金の額を変更しようとするときは、工事内容等変更申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、当該申請において、補助金の増額はできないものとする。

- (1) 変更後の実施計画書（様式第2号）
- (2) 変更しようとする第8条第7号から第9号に規定する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

（変更承認）

第13条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付決定額の変更を承認する者に対しては変更承認・補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により、補助金の交付決定額に変更がない者に対しては変更承認通知書（様式第9号）により、それぞれ通知するものとする。

2 町長は、前項に規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付して、又は申請に係る事項について修正を加えて通知することができる。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日または町長が指定する日から30日以内のいずれか早い日までに実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事写真（施工前及び施工後。）
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェストD票）の写し
- (4) 除却工事費の請求書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて完了検査等を行い、当該報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定及び通知をするものとする。

（補助金の交付）

第16条 町長は、前条の規定による補助金の額を確定後、交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の措置に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 交付決定者が暴力団員であることが判明したとき。
- (5) その他町長が特に必要と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第 18 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第 19 条 町長は、第 15 条第 2 項による命令又は第 17 条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは、交付決定者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、八雲町補助金等交付規則（平成 17 年八雲町規則第 42 号）に定めるところによる。

第 21 条 町長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失う。